

竜の眼

編集方針

- ①会員の自由かつ達な意見交換の場
- ②オンブズマン活動の発展に貢献
- ③おもしろく、分かりやすく、役に立つ

第15号 2008.4.1発行
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL022(227)9900 FAX022(227)3267
<http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com



撮影:三塚芳徳

最高裁で 勝訴!

～いよいよ仙台高裁で 実体審理始まる～

県警旅費返還請求住民訴訟

仙台市民オンブズマン代表 弁護士 十河 弘



県警のカラ出張旅費の返還を求める住民訴訟上告審において、本年3月17日、オンブズマンが勝訴し、事件が仙台高裁に差し戻されました。いよいよ高裁で実体審理（カラ出張かどうかの審理）が始まります。

本件は、平成6年度及び同7年度に行われた県警総務課職員7名の出張がカラ出張・ムダ出張であったことを理由に、オンブズマンが出張者らに対し、出張旅費の返還を求めていたものです。（平成14年8月30日提訴）。第1審の仙台地裁は、平成17年7月21日、「捜査関係用務」とされた出張旅費部分についてカラ出張と認めて出張者ら4名に対し合計42万円余りの返還を命じました（オンブズマンの一審勝訴）。

ところが、控訴審の仙台高裁は、平成18年2月27日、訴えそのものを却下（門前払い）したのです（オンブズマンの全面敗訴）。仙台高裁の理屈は、「オンブズマンはもと早くカラ出張だと指摘し、これは完全な誤りです。仙台市民のカラ出張が架空のもの（カラ出張）であるかどうかを判断することは困難であるからです。最高裁判も高裁の誤りを指摘し、この時点では「（オンブズマンにおいて）本件各出張が架空のもの（カラ出張）であるかどうか、また、業務上必要ななもの（ムダ出張）であるかどうかを判断することは困難であった」と認定しました。仙台高裁の3名の裁判官は誤判によって2年以上もの時間を最高裁判理によって空費させ、県警の不正経理追及を運らせたのですから、大いに反省すべきです。

いよいよ高裁で実体審理が始まりますが、今度こそ速やかで常識的な判断を期待します。オンブズマンとしては、平成17年7月21日の仙台地裁判決に従ってカラ出張の認定を勝ち取れるよう、全力を挙げて取り組つもりです。ご支援をよろしくお願いします。

県警のカラ出張旅費の返還を求める住民訴訟上告審において、本年3月17日、オンブズマンが勝訴し、事件が仙台高裁に差し戻されました。いよいよ高裁で実体審理（カラ出張かどうかの審理）が始まります。

本件は、平成6年度及び同7年度に行われた県警総務課職員7名の出張がカラ出張・ムダ出張であったことを理由に、オンブズマンが出張者らに対し、出張旅費の返還を求めていたものです。（平成14年8月30日提訴）。第1審の仙台地裁は、平成17年7月21日、「捜査関係用務」とされた出張旅費部分についてカラ出張と認めて出張者ら4名に対し合計42万円余りの返還を命じました（オンブズマンの一審勝訴）。

ところが、控訴審の仙台高裁は、平成18年2月27日、訴えそのものを却下（門前払い）したのです（オンブズマンの全面敗訴）。仙台高裁の理屈は、「オンブズマンはもと早くカラ出張だと指摘し、これは完全な誤りです。仙台市民のカラ出張が架空のもの（カラ出張）であるかどうかを判断することは困難であるからです。最高裁判も高裁の誤りを指摘し、この時点では「（オンブズマンにおいて）本件各出張が架空のもの（カラ出張）であるかどうか、また、業務上必要なもの（ムダ出張）であるかどうかを判断することは困難であった」と認定しました。仙台高裁の3名の裁判官は誤判によって2年以上もの時間を最高裁判理によって空費させ、県警の不正経理追及を運らせたのですから、大いに反省すべきです。

いよいよ高裁で実体審理が始まりますが、今度こそ速やかで常識的な判断を期待します。オンブズマンとしては、平成17年7月21日の仙台地裁判決に従ってカラ出張の認定を勝ち取れるよう、全力を挙げて取り組つもりです。ご支援をよろしくお願いします。



この欄は皆さんの意見
交換のスペースです。
投稿をお待ちしています。
2面もあります。

「考える会」
「住民5団体」を
解散して

代表 桑原信淑
松森ごみ焼却場問題を考える住民5団体

去る2月16日、「考える会」「住民5団体」は9年にわたる活動に終止符を打ちました。

9年前の1月、「説明会のおしらせ」

なる紙切れは鶴が丘をはじめとした住民にとつてまさに「寝耳に水」。3月に12日間で集めた11216名の署名簿を藤井仙台市長に直接手渡して「ごみ焼却場の建設強行はしない」旨の確認をし、さらに12月には一ヶ月で集めた5749名の署名簿をつづけましたが、市長は建設を強行しました。

私たち住民は、ごみ減量の実践と普及活動をはじめ、できる限りの取り組み

デモ・市役所前のアピール行動・「ごみ提案書」の市への提出・アエルでの大集会・市長へ辞職要求・仙台市のごみ焼却場グラフ作成を行いました。実践と理論では完全に行政を凌駕していました。

裁判そして公害調停においても市民オーブズマン所属の弁護団の指導・助言を得て最後の最後まで闘いました。最高裁判の上告は退けられましたが、「闘わずして敗北することを拒否した」住民運動であつたことに、さわやかさと誇りを感じています。

私たち「考える会」「5団体」のかなりのメンバーがタイアップグループの会員になっていますし、今後も必要に応じてオンブズマンと連携していきたいと考えています。共に闘わん!

477万円の返還を命ずる

仙台市議会政務調査費第3弾判決

仙台市民オンブズマン弁護士 小野寺信

市議選があつた2003年4月の仙台市議会政務調査費（政調費）返還請求訴訟の差し戻し審判決で、仙台地裁は3月24日、当時の3会派に計約477万円を返還させるよう梅原克彦市長に命ずる判決を下した。200

1年～2002年度の共産党を除く6会派（当時）に交付された政調費に違法な支出があるとして、仙台市民オンブズマンが梅原克彦市長に政調費計約2750万円を各会派に返還させるよう求めた訴訟に関する地裁

高裁判決に続く第3弾の判決である。この判決で仙台地裁は、当時の7会派のうち2会派の支出計約476万円を「選挙活動の広報費などに流用したと推認するものが相当」として、選挙があつた。

他人事ではない

野田
貴美子

友人、知人の介護の話は聞いて知っていたつもりでした。でもそれはやはり「知っているつもりだけだった」のです。それまでは何と同情しかしていなかつたことか。

民オンブズマン発足以来
でも変えることができ
と頼もしく思いました。
ち日本人はとくに樂し
（仙台ではよさこい祭り
ページントなど）には
ん目を向けてくれます。

「他人事ではない、あなたの自身の問題でもあるのです」。故小田実氏の言葉が耳に残ります。

また仙台市敗訴

無所属市議会派と2会派と477万円請求命令

可能性があ
る、透明性を求
う。各会派が
集中的にこ
「オンブズ」使途不透明控訴
判決の流れについて、適用の
いた判決について(当時)
した

領収書廃棄は不合理

行政調費で地裁判決

む者を救済してしまつてゐる。
これだと、領収書提出拒否を容認したことになる。しかし、市民から見ると、廃棄も証拠不提出も使途の不透明性において変わりはない。

敗訴部分について仙台市民た
ンブズマンは当日控訴の意向を
表明した。

　　使途の透明性と議会の自立性
との間で揺れ続ける司法に、古
民が納得できる基準を打ち出さ

議会ウォッチャー・仙台(仮称)発会式

**4月8日(火) 午後6時より
仙台弁護士会館 301会議室**

議会傍聴をとおして、議会を変えるあらたな活動がはじまります。ぜひご参加ください。

裁判傍聴のおねがい

宮城県議会政務調査費 証人尋問

4月14日(月)
13:30~16:30
仙台地裁